

大阪市特別職報酬等審議会

会 議 資 料

日時：平成22年10月28日（木）午後1時～

場所：大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

— 目 次 —

平成 21 年度 答申(写).....	1
本市における報酬等の減額措置.....	2
本市特別職の報酬額等の改定変遷	3
他都市、国の特別職の報酬額等比較	4
平成 22 年 人事院勧告（給与勧告の骨子）	5
大阪市一般職の職員の給与改定状況	7
平成 22 年 本市人事委員会報告及び勧告の概要	8
消費者物価指数の推移	12
大阪市の財政状況等	13
市会活動状況	15
請願・陳情受理件数	16
議会活動状況比較表	17
政令指定都市・大阪府・東京都の世帯数	18
[参考資料]	
大阪市特別職報酬等審議会「会議の公開要領」	19

平成 22 年 1 月 26 日

大阪市長 平松邦夫 様

大阪市特別職報酬等審議会
会 長 金 児 暁 嗣

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 22 年 1 月 15 日本審議会に対し諮問のあった標記について、次のとおり
答申します。

記

平成 22 年 1 月 15 日に、市長から「大阪市会議員の報酬並びに市長、副市長
の給料の額について」の諮問を受けました。

本審議会としては、諮問に基づき、社会経済情勢の変化や客観的な諸状況の
推移等を考慮し慎重に検討を行いました。

大阪市における特別職の職務は、政令指定都市特有の広汎な活動分野に加え、
都市機能の複雑化、高度化に対応するために専門的なものとなっており、その
報酬等については、職責を十分遂行し得るよう考慮する必要があるとともに、
一般職員の給与改定及び他の政令指定都市等の特別職の報酬等の状況、社会経
済情勢等を踏まえて検討すべきであると考えます。

本年については、今日的な厳しい社会経済情勢であるものの、大阪市の特別
職の果たすべき職責の重大さ、平成 18 年に報酬等の減額改定が行なわれてい
る状況、並びに現在、自主的に報酬等の減額が行なわれていることなどを総合
的に勘案すると、報酬等の額について現行額のまま据置とすることが適当であ
るとの結論に達しました。

本市における報酬等の減額措置

<給 料>

対 象	率	期 間
市長・副市長・常勤監査委員	10%	平成20年2月～平成23年12月 (平成20年2月は、20%減額)

<報 酬>

対 象	率	期 間
議長・副議長・議員	5 %	平成21年4月～平成23年4月

特別職の報酬額等の改定変遷

改定日	前回からの経過期間	改 定 内 容	改定額(改定率)	給与改定率累積
S52. 12. 1	2 年 0 月	市長 950,000 円 助役 62~75 万円 議長 780,000 円 副議長 680,000 円 議員 610,000 円	10 万円 (11.8%) 8 万円 (14.8~11.9%) 8 万円 (11.4%) 8 万円 (13.3%) 8 万円 (15.1%)	16.99%
S54. 12. 1	2 年 0 月	市長 1,030,000 円 助役 68~81.5 万円 議長 860,000 円 副議長 750,000 円 議員 675,000 円	8 万円 (8.4%) 6 万円~6.5 万円 (9.6~8.6%) 8 万円 (10.2%) 7 万円 (10.2%) 6.5 万円 (10.6%)	10.61%
S57. 1. 1	2 年 1 月	市長 1,100,000 円 助役 870,000 円 議長 930,000 円 副議長 810,000 円 議員 730,000 円	7 万円 (6.8%) 5.5 万円 (6.7%) 7 万円 (8.1%) 6 万円 (8.0%) 5.5 万円 (8.1%)	8.30%
S60. 12. 1	3 年 11 月	市長 1,150,000 円 助役 920,000 円 議長 980,000 円 副議長 860,000 円 議員 780,000 円	5 万円 (4.5%) 5 万円 (5.7%) 5 万円 (5.4%) 5 万円 (6.2%) 5 万円 (6.8%)	10.84%
S63. 12. 1	3 年 0 月	市長 1,270,000 円 助役 1,000,000 円 議長 1,050,000 円 副議長 930,000 円 議員 850,000 円	12 万円 (10.43%) 8 万円 (8.70%) 7 万円 (7.14%) 7 万円 (8.14%) 7 万円 (8.97%)	8.99%
H4. 4. 1	3 年 4 月	市長 1,450,000 円 助役 1,140,000 円 収入役 930,000 円 議長 1,200,000 円 副議長 1,060,000 円 議員 970,000 円	18 万円 (14.2%) 14 万円 (14.0%) 15 万円 (14.3%) 13 万円 (14.0%) 12 万円 (14.1%)	13.11%
H8. 9. 1	4 年 5 月	市長 1,550,000 円 助役 1,230,000 円 収入役 1,000,000 円 議長 1,300,000 円 副議長 1,150,000 円 議員 1,050,000 円	10 万円 (6.90%) 9 万円 (7.89%) 7 万円 (7.53%) 10 万円 (8.33%) 9 万円 (8.49%) 8 万円 (8.25%)	7.12%
H18. 1. 1	9 年 4 月	市長 1,500,000 円 助役 1,190,000 円 収入役 970,000 円 議長 1,260,000 円 副議長 1,120,000 円 議員 1,020,000 円	△5 万円 (△3.23%) △4 万円 (△3.25%) △3 万円 (△3.00%) △4 万円 (△3.08%) △3 万円 (△2.61%) △3 万円 (△2.86%)	△2.79%

他都市、国の特別職の報酬額等比較（平成22年10月1日現在）

（単位：円）

	適用日	市長	副市長	議長	副議長	議員
大阪市	18.1.1	1,500,000	1,190,000	1,260,000	1,120,000	1,020,000
		1,350,000	1,070,000	1,197,000	1,064,000	969,000
札幌市	4.12.1	1,280,000	1,030,000	1,040,000	950,000	860,000
仙台市	18.4.1	1,310,000	1,020,000	1,020,000	910,000	840,000
		1,218,000	969,000	970,000	870,000	824,000
さいたま市	20.1.1	1,243,000	977,000	977,000	873,000	807,000
千葉市	18.7.1	1,190,000	960,000	930,000	840,000	770,000
		952,000	864,000			
川崎市	19.4.1	1,250,000	990,000	1,030,000	920,000	830,000
横浜市	20.4.1	1,453,000	1,168,000	1,200,000	1,080,000	970,000
新潟市	18.4.1	1,163,000	939,000	778,000	700,000	653,000
相模原市	22.4.1	1,142,000	935,000	779,000	713,000	670,000
		1,085,000	888,000			
静岡市	19.4.1	1,250,000	940,000	824,000	735,000	663,000
浜松市	19.4.1	1,277,000	928,000	803,000	717,000	648,000
名古屋市	22.4.1	1,467,000	1,100,000	1,225,000	1,078,000	990,000
		500,000	880,000	1,125,000	978,000	890,000
京都市	8.7.1	1,390,000	1,100,000	1,120,000	1,030,000	960,000
		1,112,000	968,000	1,064,000	978,500	912,000
堺市	9.4.1	1,190,000	990,000	950,000	850,000	780,000
神戸市	4.5.1	1,410,000	1,110,000	1,140,000	1,040,000	930,000
		1,128,000	943,500			
岡山市	21.8.1	1,160,000	920,000	850,000	770,000	710,000
広島市	8.1.1	1,310,000	1,050,000	1,060,000	930,000	860,000
北九州市	6.4.1	1,340,000	1,060,000	1,090,000	980,000	880,000
福岡市	21.4.1	1,300,000	1,040,000	1,060,000	970,000	880,000
		1,170,000	988,000			
東京都	22.4.1	1,511,000	1,233,000	1,286,000	1,160,000	1,033,000
		1,359,900				
大阪府	4.4.1	1,450,000	1,140,000	1,170,000	1,030,000	930,000
		1,015,000	912,000	994,500	875,500	790,500

上段：制度値

下段：減額後

国	適用日	総理大臣	国務大臣	国会議長	国会副議長	国会議員
	21.12.1	2,065,000	1,507,000	2,175,000	1,588,000	1,297,000

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は△9.4万円 (△1.5%)

(月例給については、50歳台後半層を重点的に引下げ)

- ① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 (△0.19%) を解消するため、月例給の引下げ改定
－ 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の引下げ (△0.2月分)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査 (完了率89.7%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査 (ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映) し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 △757円 △0.19% [行政職俸給表(一)…現行給与395,666円 平均年齢41.9歳]

〔 俸 給 △637円 俸給の特別調整額 △51円
はね返り分等(注) △69円 〕

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 3.97月 (公務の支給月数 4.15月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差 (マイナス) を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

- (1) 55歳を超える職員 (行政職俸給表(一) 5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く) について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額 (△1.5%)

※ 医療職(一) (人材確保のため)、指定職 (一官一給与のため) 等についてはこの措置は行わない

- (2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

①行政職俸給表(一) (1)による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ (平均改定率△0.1%)。その際、中高年齢層 (40歳台以上) が受ける俸給月額に限定して引下げ

②指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ (△0.2%)

③その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ (ただし、医療職俸給表(一)等は除外)

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

- (3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,200円→35,100円)

〈期末・勤勉手当 (ボーナス)〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
22年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)
	勤勉手当	0.7月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)
23年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.675月	0.675月

〔実施時期等〕 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

〈超過勤務手当〉 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後に必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改革原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

（1）定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

（2）定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

（3）その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

大阪市一般職の職員の給与改定状況

	実施時期	公民較差	給与改定率
平成18年度	H18. 12. 1	△1. 96%	△1. 96%
平成19年度	H19. 4. 1	0. 07%	0. 07%
平成20年度	H20. 12. 1	△0. 60%	△0. 60%
平成21年度	H21. 12. 1	△0. 29%	△0. 29%
平成22年度		△0. 35%	

○ 公民較差欄は、給料等の減額措置がなかった場合の数値。

○ 平成18年度から平成22年度までの給与改定率（平成22年度については公民較差）の
累計 △3. 10%

平成 22 年 給与報告・勧告の概要

平成 22 年 9 月 16 日
大阪市人事委員会

本年の勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ

- ① 月例給について、公民較差（▲0.35%）を解消するため引下げ
・給料表の昇給カーブのフラット化（年功的な給与上昇の抑制）を考慮した改定

- ② 特別給（ボーナス）について、0.2 月分引下げ（現行 4.15 月分→3.95 月分）

（参考）勧告が実施された場合の平均年間給与は▲106,489 円（▲1.56%）

I 給与勧告について

（基本的な考え方）

人事委員会による地方公務員の給与勧告は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置の機能を有するものであり、公務員の給与水準について、各方面の理解を得る基礎である。

本委員会は、情勢適応の原則に基づき、職員給与水準を市内民間給与水準に均衡させることを基本に、地方公務員法の規定に基づき、報告及び勧告を行っている。

（職種別民間給与実態調査）

本年 5 月から 6 月にかけて、市内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の民間事業所のうち 386 事業所を対象に、人事院及び大阪府人事委員会と共同で、本年 4 月の給与月額等を職種別に実地調査（調査完了率 87.0%、調査実人員 17,335 人）

II 本年の給与改定について

1 職員給与と民間給与の比較

（1）比較の方法

＜月例給＞ 職員と民間従業員の本年 4 月分支給額を調査し、責任の度合、学歴、年齢別に対応させ、ラスパイレス方式により比較

＜特別給＞ 民間従業員に対する直近 1 年間の支給実績を調査し、職員の支給月数と比較

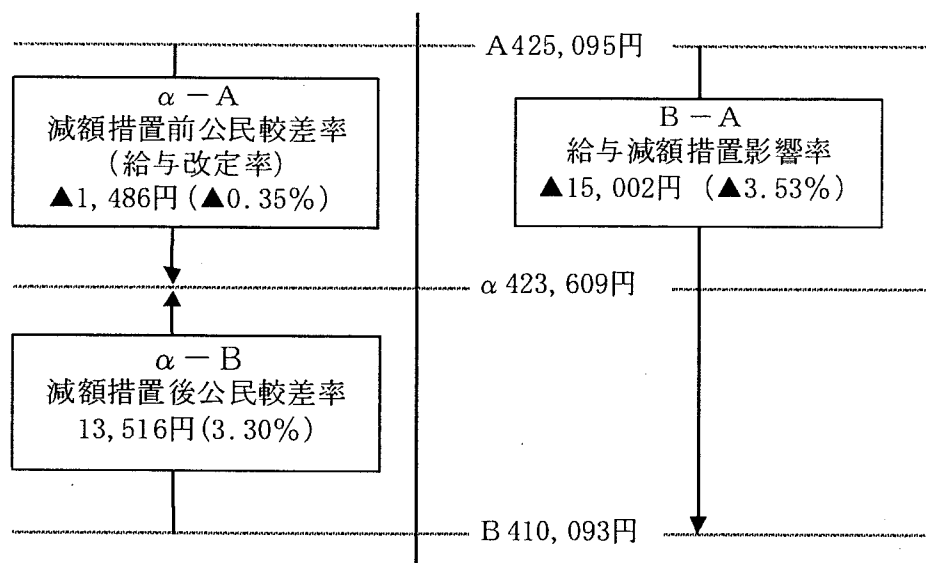
（2）比較の結果

＜月例給＞

民間給与	本市職員給与		較 差
423,609 円	減額措置前	425,095 円	▲1,486 円（▲0.35%）
	減額措置後	410,093 円	13,516 円（ 3.30%）

（注） 職員給与は、本年 4 月の行政職給料表適用者の給与

（参考） 昨年の較差 ▲1,245 円（▲0.29%）



A : 22 年 4 月の給料等の減額措置前の本市職員給与
 B : 22 年 4 月の給料等の減額措置後の本市職員給与
 α : 22 年 4 月の民間給与
 減額措置前公民較差率 : $[(\alpha - A) / A] \times 100 (\%)$
 減額措置後公民較差率 : $[(\alpha - B) / B] \times 100 (\%)$
 給与減額措置影響率 : $[(B - A) / A] \times 100 (\%)$

< 特別給 >

民間支給割合 (大阪市内)	3.94 月分 (昨年 4.17 月分)
職員の支給月数	22 年勧告 3.95 月 (21 年実績 4.15 月)

(注) 勧告月数は、国・他都市と同様に、0.05 月単位で決定しており、小数第 2 位を 2 捨 3 入するので、民間支給割合が 3.94 月分の場合は 3.95 月となる。

2 勧告の内容

(1) 給料表

本市職員の給与が民間の給与を 1,486 円 (0.35%) 上回る較差を解消するため、本市給料表における年功的な給与上昇の抑制や職務給の原則のさらなる徹底を図る観点から、給料表を以下の点に留意して改定すること。

・行政職給料表の引下げ改定

[1 級及び 2 級] 初号付近の若年層に適用される号給については改定を行わず、号給の上昇に伴って最大で平均改定率まで改定率を大きくする。

[3 級以上] 初号付近を平均改定率の 7 割程度から平均改定率程度の改定に止め、号給の上昇に伴って改定率を大きくしていき、各級の最高号給付近では平均改定率の 1.5 倍程度の引下げ改定を行う。

・行政職給料表以外の給料表の改定

医療職給料表(1)を除き、行政職給料表との均衡を基本とした改定を行う。

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給状況及び人事院が勧告した措置等を勘案のうえ、現行の年間支給月数 4.15 月分を 0.2 月分引き下げ、3.95 月分とすること。

本年度については、引下げ月数を 12 月期の期末・勤勉手当から差し引くこととする。

(係長級以下の職員の場合の支給月数)

		期末手当	勤勉手当	計
22 年度	6 月期	1.25 月 (支給済)	0.7 月 (支給済)	3.95 月
	12 月期	1.35 月 (現行 1.5 月)	0.65 月 (現行 0.7 月)	
23 年度 以降	6 月期	1.225 月	0.675 月	3.95 月
	12 月期	1.375 月	0.675 月	

(3) 実施時期等

改定条例の公布日の属する月の翌月から実施すること。なお、平成 22 年 4 月からの年間公民給与を均衡させるため、医療職給料表(1)適用の職員及び給与減額措置が実施されている職員を除き、平成 22 年 12 月期の期末手当において、所要の調整措置を講じること。

3 勧告に基づく職員給与の試算

<平均給与など>

行政職	現行額 (減額措置前)	勧告実施後試算額	増減
平均給与額	425,095 円	423,609 円	▲ 1,486 円
平均年間給与額	6,822,008 円	6,715,519 円	▲106,489 円

(参考) 行政職 12,741 人、平均年齢 42.1 歳

<影響額 (上記のとおり勧告が実施された場合の試算額) >

行政職 約▲13.6 億円

(参考) 教育職員(1,531 人)を除く全職員(36,235 人)について同様に実施された場合 約▲36.5 億円

III 意見

1 給与構造・制度の改善に向けた課題

(1) 給料表における昇給カーブのフラット化の推進及び各級の給料水準等のあり方

給料表の昇給カーブのさらなるフラット化を進め、各級の給料水準にメリハリをつけたより職務給の原則に適った給料表構造へ転換していくことなど、給料表のあり方についてさらに検討を進めていく。

(2) 行政職給料表 3 級等の最高号給の切下げ

昨年 の 報告 及び 勧告 で 言 及 し た、行政職給料表 3 級の号給を最高号給から当面 20 号給程度カットするなどの措置について、確実に実施する必要がある。

(3) 住居手当

持家にかかる住居手当について、民間支給状況等を注視し検証を継続するとともに、現行の住居手当全般について検証を進め、今後の本市における制度のあり方を検討していく。

(4) 超過勤務手当

民間の実態を踏まえ、月 60 時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることが適当である。

(5) 勤勉手当

本市係長級以下職員に支給する勤勉手当について、本市課長代理級以上の職員及び国家公務員と同様に、扶養手当月額等の総額に支給割合を乗じて得た額を人事考課制度に基づく勤務成績に応じた割増支給率を算出する際 の 原資 と する 必要 が ある。

2 時代の要請に応じた活力ある組織づくり

(1) 活力ある組織のための多様な人材確保

ア 継続的かつ計画的な人材の確保

新規職員採用は計画的実施が求められ、変化する人材供給構造に即した採用方針・試験体系とすることが必要である。また、内部人材の活用等多面的に展開し意欲あふれる多様な人材を確保していくことが求められる。専門職学位や民間企業経験等を持つ職員の管理職登用について引き続き研究していく必要がある。医師について、人材確保の観点から定年の引上げを検討する必要がある。

イ 人事交流の推進

専門分野の即戦力確保のための任期付採用制度、職員の意識改革を図るための民間企業・他の公務部門との人事交流のより一層の有効活用により、職員の能力向上と組織全体の活力向上へとつなげていく取組みが必要である。

(2) 人材の育成

ア 能力・適性に即した人材育成

能力開発の一環としての庁内公募制度や自己申告制度の有効活用、管理職員の部下育成能力を向上させるための研修を充実させる取組みも必要である。職員の能力開発の機会の付与等に男女で偏りがないようにする等の継続的取組みが必要である。

イ 人事評価制度の安定的運用への取組み

評価者及び被評価者の研修等の継続的实施・内容充実、面談に加え常日頃からコミュニケーションを密にした日常的な指導・助言を行っていくことも重要である。評価結果の反映手法・効果的活用方法について、検証も含め研究検討が必要である。

(3) 高齢期における職員の活用

段階的な定年の引上げも含め、高齢期における職員の本市組織にふさわしい活用を検討、採用から退職に至る人事管理全体を見直す必要がある。

3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組みの推進

(1) 超過勤務の縮減

「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づき、さらなる超過勤務縮減の取組みを進めていくこと、管理職員は、業務内容の見直し・合理化等に先頭に立って取り組み、職員の勤務時間管理を適切に行い、退庁しやすい環境整備に努める必要がある。

(2) 両立支援の推進

育児・介護休業法の改正に伴う措置は、制度設計にとどまらず、実際の利用促進が重要であり、制度を利用しやすい職場環境形成に努めていく必要がある。未だ取得率の低い男性職員の育児休業等を取得しやすい職場の雰囲気醸成、意識啓発等の取組みを精力的に行っていく必要がある。

(3) メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルス対策においては、各職場での早期の適切な対応、風通しのよい職場環境及び相談しやすい雰囲気醸成、並びに職員一人ひとりの予防が肝要である。

【参考】人事院勧告のポイント

- ① 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差（▲0.19%）を解消するため、月例給の引下げ改定
 - ・ 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額（▲1.5%）
 - ・ 中高年齢層について俸給表の引下げ改定（医療職（一）は据置き）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（▲0.2月分）

消費者物価指数の推移

平成17年＝100

	全 国	大 阪 市
平成18年	100.3	100.1
平成19年	100.3	100.0
平成20年	101.7	100.7
平成21年	100.3	100.0
平成22年	99.5	97.8

- (注) 1 各年の指数(総合)は、年平均値
 2 平成22年の全国は、平成22年1月～平成22年8月までの平均値
 3 平成22年の大阪市は、平成22年1月～平成22年9月までの平均値

大都市の予算規模比較

(単位：億円)

	22年度予算総額	対前年度 (%)	21年度予算総額	対前年度 (%)
大阪市	38,550	0.4	38,399	△ 0.4
横浜市	30,998	△ 4.9	32,591	△ 1.8
東京都	124,223	△ 3.2	128,338	△ 4.1
大阪府	50,183	19.0	42,181	1.5

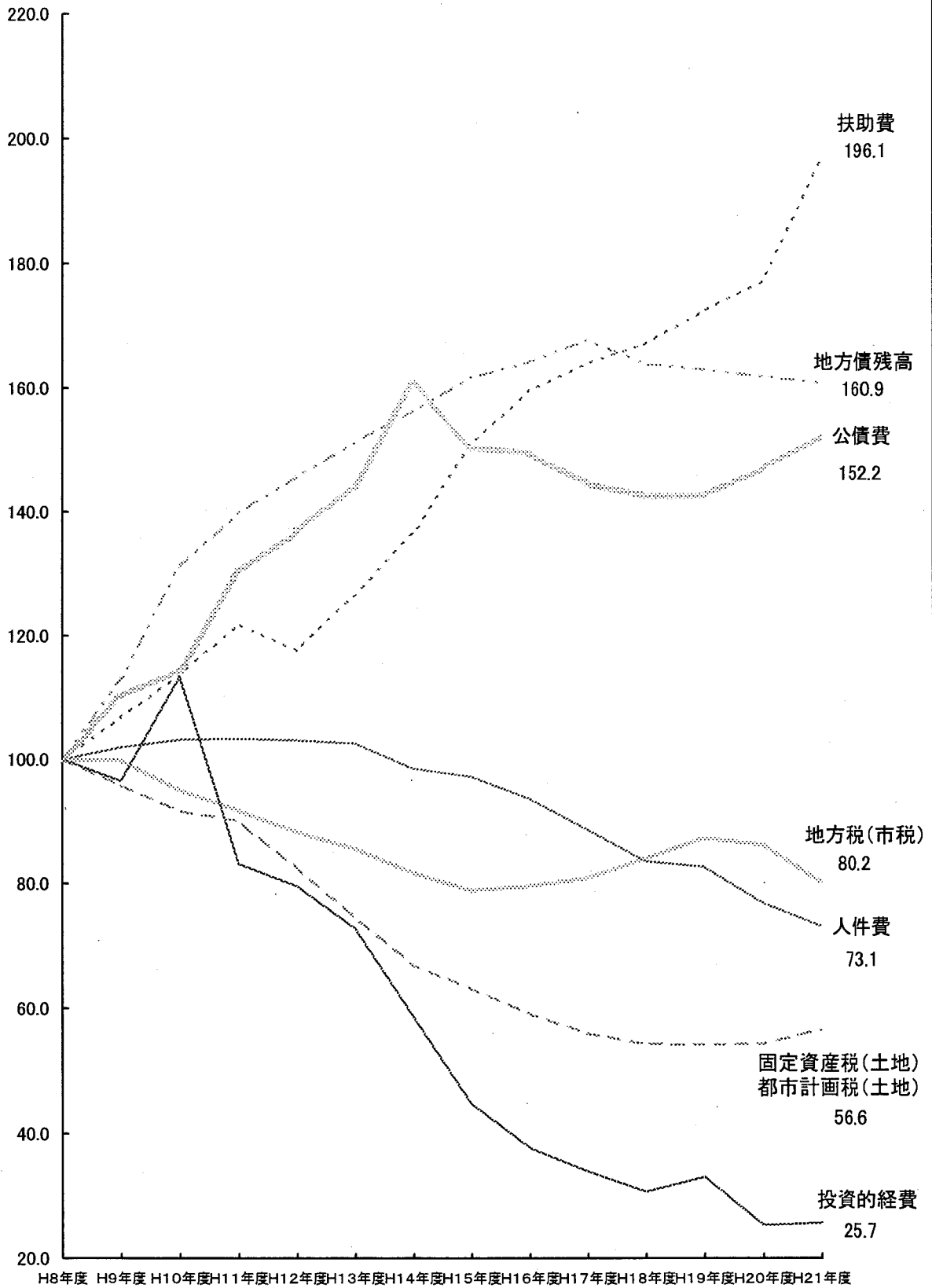
平成21年度 大阪市普通会計決算額

(単位：億円・%)

	決算額		伸び率		決算額		伸び率
	21年度	20年度			21年度	20年度	
歳入総額	16,716	15,551	7.5	歳出総額	16,698	15,529	7.5
地方税	6,236	6,708	△ 7.0	義務的経費	8,917	8,552	4.3
譲与税・交付金	709	733	△ 3.4	人件費	2,439	2,565	△ 4.9
地方交付税	380	169	125.0	扶助費	4,263	3,849	10.8
国庫支出金	3,450	2,583	33.6	うち生活保護費	2,714	2,382	13.9
地方債	1,543	1,451	6.4	公債費	2,215	2,138	3.6
一般債	502	649	△ 22.6	投資的経費	1,258	1,242	1.3
特別債	1,041	802	29.8	その他経費	6,523	5,735	13.7
その他	4,398	3,907	12.5				

	21年度	20年度
形式収支	1,884百万円	2,262百万円
実質収支	389百万円	449百万円
経常収支比率	100.2%	99.2%

普通会計決算の推移(H8年度を100とした場合)



市 会 活 動 状 況

上段：開催日数
下段：開催時間

事項 年度	本 会 議	議決 件数	常任委員会		6常任 委員 協議会	特別 委員会	運営 委員会
			6委員会	1委員会 平均			
17	12	505	107	17.8	14	26	17
	22:23		286:53	47:49	38:09	65:09	4:32
18	11	257	106	17.7	4	37	17
	20:06		257:45	42:58	17:01	105:14	4:13
19	12	352	100	16.7	0	27	19
	23:22		245:27	40:55	0	73:30	4:19
20	11	238	92	15.3	7	30	16
	19:40		251:52	41:59	22:12	59:43	3:36
21	13	385	101	16.8	9	26	19
	22:58		258:08	43:01	25:12	41:41	4:37
平均	11.8	347.4	101.2	16.9	6.8	29.2	17.6
	21:42		260:01	43:20	20:43	69:03	4:15

(注)：特別委員会→(H15～H17：5委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
環境対策特別委員会
(H18：6委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
環境対策特別委員会、市政改革特別委員会
(H19～H21：5委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、
環境対策特別委員会、市政改革特別委員会

請願・陳情受理件数

年度 \ 事項	請 願	陳 情
17	17	252
18	24	74
19	13	95
20	22	73
21	12	51

議 会 活 動 状 況 比 較 表

平成22年9月調査

	人 口	議 員 数 (条例定数)	議 員 1 人 当たり人口	本会議開催状況		常任委員会状況		特別委員会状況		請願・陳情受理件数	
				会期日数	本会議 開会日数	設 置 数	開 会 数	設 置 数	開会日数	請 願	陳 情
大阪市	2,667,817	89	29,975	112	13	6	100	5	28	21	66
札幌市	1,909,722	68	28,084	114	30	6	85	3	13	0	34
仙台市	1,036,560	60	17,276	99	34	6	69	5	29	3	11
さいたま市	1,219,910	60	20,332	132	29	6	119	9	46	60	26
千葉市	960,193	54	17,781	94	44	5	29	2	9	9	13
川崎市	1,419,680	63	22,535	119	27	5	156	0	0	30	49
横浜市	3,680,503	92	40,005	91	14	8	88	11	67	69	20
新潟市	811,982	56	14,500	88	23	4	108	4	27	9	12
相模原市	713,875	52	13,728	160	35	5	40	6	22	2	27
静岡市	715,990	53	13,509	97	23	6	51	4	12	2	14
浜松市	807,822	54	14,960	111	25	5	55	4	15	4	9
名古屋市	2,258,908	75	30,119	115	33	6	275	6	54	32	9
京都市	1,463,895	69	21,216	113	21	5	101	0	0	201	28
堺市	838,887	52	16,132	139	26	6	25	6	31	1	103
神戸市	1,538,419	69	22,296	96	17	6	61	3	20	25	65
岡山市	705,332	52	13,564	98	39	6	103	4	24	4	40
広島市	1,173,482	55	21,336	87	22	6	54	7	23	5	24
北九州市	981,129	61	16,084	85	26	6	97	5	17	26	53
福岡市	1,460,557	63	23,183	67	26	5	79	3	15	29	20
東京都	13,044,818	127	102,715	80	19	9	139	9	70	143	195
大阪府	8,839,168	112	78,921	92	33	8	103	3	13	26	55

(注) 1)人口は平成22年8月1日現在の推計人口ベースによる。

2)特別委員会は、地方自治法第110条により設置されているもののみを記載した(議案審査の特別委員会は除く)。

3)会議開催状況は、平成21年1月1日から12月31日までの集計。

4)大阪府について、平成21年11月現在の集計である。

政令指定都市・大阪府・東京都の世帯数

	人口	世帯数	人口／世帯	議員数 (条例定数)	議員1人 当たり世帯数
大阪市	2,667,817	1,316,472	2.0	89	14,792
札幌市	1,909,722	899,744	2.1	68	13,232
仙台市	1,036,560	461,499	2.2	60	7,692
さいたま市	1,219,910	513,104	2.4	60	8,552
千葉市	960,193	406,056	2.4	54	7,520
川崎市	1,419,680	659,507	2.2	63	10,468
横浜市	3,680,503	1,589,464	2.3	92	17,277
新潟市	811,982	312,009	2.6	56	5,572
相模原市	713,875	300,994	2.4	46	6,543
静岡市	715,990	283,240	2.5	53	5,344
浜松市	807,822	305,639	2.6	54	5,660
名古屋市	2,258,908	1,018,451	2.2	75	13,579
京都市	1,463,895	680,245	2.2	69	9,859
堺市	838,887	346,504	2.4	52	6,664
神戸市	1,538,419	682,737	2.3	69	9,895
岡山市	705,332	295,062	2.4	52	5,674
広島市	1,173,482	514,576	2.3	55	9,356
北九州市	981,219	432,134	2.3	61	7,084
福岡市	1,460,557	705,076	2.1	63	11,192
東京都	13,044,818	6,292,296	2.1	127	49,546
大阪府	8,839,168	3,852,332	2.3	112	34,396

※人口・世帯数は平成22年8月1日現在の推計人口ベースによる。

会議の公開要領

大阪市特別職報酬等審議会

1 公開の方法

(1) 傍聴定員

審議会の傍聴定員は、10名以上とする。

(会場設営等を考慮して、その都度定員を決定する。)

(2) 申込受付

申込みの受付は、会場で会議開催の30分前から開始し、先着順で行い、定員になり次第、受付の終了とする。

(3) 傍聴席

傍聴席には、原則としていすと机を用意する。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(4) 資料の配布

傍聴者には、原則として委員に配布する資料と同じものを用意する。

(5) 会議中における会場の秩序維持

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領(別紙)を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められる場合、会長は次の措置を講ずることができる。

① 違反した行為を注意する。

② 注意しても、なおこれを改めないときは退場させることができる。

③ 会長の指示(退場の指示)に従わず、会議の公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合については、会議を一時中断することができる。

④ それでも、会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

(6) 写真撮影等の許可

会議の場で、会長の許可を得た場合に限り、傍聴者が写真撮影や録画、録音などを行うことを認める。

(7) 報道機関の取材に対する配慮

報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会長の許可を得たうえで、審議の支障にならない範囲内において取材等に対して配慮する。

2 会議開催の周知

会議開催の周知にあたっては、開催日の1週間前までに、必要な事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載する。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成する。

4 その他

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

傍 聴 要 領

大阪市特別職報酬等審議会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付において、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、ゼッケンなどを着用しないこと
- (2) 危険物、プラカードなどを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは電源を切るかマナーモードにすること
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。